

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

政府は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を2月12日に閣議決定し、同日国会に提出した。同法案では介護保険で、要支援と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業に移行するとの内容が盛り込まれている。

この事業は、市町村が地域の実情に応じて行なうこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用は、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業所の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽いまひが残る人たちなどである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生ずる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

岐阜県羽島市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣